

議案第44号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月24日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120.0」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120.0」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第21条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)

以外の職員 127.5分の15
(2) 再任用職員 72.5分の10

議案第44号参考資料
備前市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>